# 参考資料

資料1	病院薬剤師の欠員状況
-----	------------

資料2 国家公務員医療職俸給該当職種

資料3 国家公務員薬剤師初任給

資料4 初任給調整手当の概要

資料 5 過去 10年間の薬系大学卒業生の就職動向

資料 6 新規学卒者の標準的な初任給額 (病院・薬局 調査)

資料7 職種別常勤職員1人平均給料年(度)額

# 資料 1 病院薬剤師の欠員状況

常勤薬剤師の欠員があると回答した病院の割合は、全体の約半数にのぼる (49.3%)。

病床区分	20~49	50 <b>~</b> 99	100~	300∼	500 床	合計
	床	床	299 床	499 床	以上	
全病院数 (施設)	208	597	1, 635	736	332	3, 508
常勤薬剤師の欠員がある	32	178	809	456	254	1, 729
と回答した病院数 (施設)						
常勤薬剤師の欠員がある	15. 4%	29. 8%	49. 5%	62.0%	76. 5%	49. 3%
と回答した病院の割合						
(%)						

出典) 令和4年度病院薬剤部門の現状調査

(一般社団法人 日本病院薬剤師会)

### 資料 2 国家公務員医療職俸給表該当職種

### 1. 医療職俸給表(一)該当職種

医師、歯科医師

### 2. 医療職俸給表(二)該当職種

薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、 視能訓練士、言語聴覚士 など

### 3. 医療職俸給表(三)該当職種

保健師、助産師、看護師など

国家公務員の俸給表を使用または準拠している病院の常勤薬剤師数は、全体の 25.2%であり、国家公務員薬剤師の俸給表は勤務薬剤師の給与に大きな影響を与えている。

病床区分	20~49	50~99	100~	300∼	500 床	合計
	床	床	299 床	499 床	以上	
病院の常勤薬剤師数(人)	314	1, 351	8, 553	11, 103	12, 684	34, 005
国家公務員の俸給表を使用また	4	208	604	1, 581	6, 162	8, 559
は準拠している病院の常勤薬剤						
師数(人)						
該当する薬剤師の割合(%)	1. 3%	15. 4%	7. 1%	14. 2%	48. 6%	<u>25. 2%</u>

### 出典) 令和4年度病院薬剤部門の現状調査

(一般社団法人 日本病院薬剤師会)

# 資料3 国家公務員医療職の初任給

### (一般職の職員の給与に関する法律)

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
<b>医療職</b> (二)	薬剤師	大学6卒	2 級 15 号俸	213, 600 円

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職	医師	博士課程修了	1級 25号俸	337, 300 円
(-)	歯科医師	大学6卒	1級1号俸	253, 600 円

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職	診療放射線技師			
( <u></u> )	臨床検査技師	大学卒 大学卒	2級1号俸	191, 500 円
	臨床工学技士			
	理学療法士			
	作業療法士			
	視能訓練士	短大3卒	1級17号俸	181, 100 円
	言語聴覚士			

俸給種別	職種	学歴	初任給	俸給月額
医療職	保健師	大学卒	2級11号俸	216,000円
(三)	助産師	短大3卒	2級5号俸	204, 900 円
	看護師	短大3卒	2級5号俸	204, 900 円
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	短大2卒	2級1号俸	197, 000 円

<u>最短の年齢(24歳)で免許取得した薬剤師の俸給月額と最短の年齢(21歳)で短大3卒の学歴で看護師になり3年経過した時点(24歳)の俸給月額(2級17号俸を想定)</u>を比較した場合、前者が213,600円で後者が224,100円となり、前者の方の金額が10,500円少なくなる。

### 資料4 初任給調整手当の概要

### 一般職の職員の給与に関する法律(抄)

#### (初任給調整手当)

- 第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日)から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- 一 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難である と認められる官職(前号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額五万八百円
- 三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職(前二号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額 十万円
- 四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠 員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千 五百円
- 2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員と の権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給す る
- 3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間 及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

# 人事院規則九—三四(初任給調整手当)(抄)

#### (支給官職)

- 第二条 給与法第十条の四第一項第一号に規定する官職は、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職で次の各号に掲げるものとする。
- 一 離島その他のへき地及び沖縄県に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が 著しく困難であると人事院が認めるもの
- 二 人口が少ない市及び町村に所在する官署に置かれる官職で採用による欠員の補充が相当困 難であると人事院が認めるもの

- 三 前二号に掲げる官職以外の官職で給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域以外の地域に所在する官署(同項の人事院規則で定める官署を除く。)に置かれるもの又は同条の規定による地域手当の級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる地域に所在する官署(当該級地が一級地、二級地、三級地又は四級地とされる官署を除く。)若しくは当該級地が五級地、六級地若しくは七級地とされる官署に置かれる官職
- 四 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が四級地とされる地域に所在する官署 (当該級地が一級地、二級地又は三級地とされる官署を除く。)又は当該級地が四級地とされる 官署に置かれる官職
- 五 給与法第十一条の三の規定による地域手当の級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる地域に所在する官署又は当該級地が一級地、二級地若しくは三級地とされる官署に置かれる官職
- 2 給与法第十条の四第一項第二号に規定する官職は、行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、教育職俸給表(一)、教育職俸給表(二)及び研究職俸給表の適用を受ける職員の官職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると人事院が認めるものとする。ただし、給与法第十条の二第一項の規定に基づき規則九—一七(俸給の特別調整額)で指定する官職で同規則の規定による俸給の特別調整額に係る区分が一種のものを除く。
- 3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職(前項に規定する官職を除く。)で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

## 資料5 過去10年間の薬系大学卒業生の就職動向

年々、病院・診療所に就職する薬学生が減少してきている。

(9年前より790人、9.2%減少)

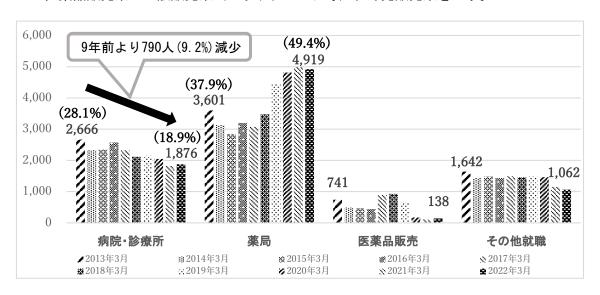
### 1. 人数

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
病院・	2, 666	2, 328	2, 346	2, 573	2, 323	2, 119	2, 148	2, 045	1, 823	1, 876
診療所										
薬局*1	3, 601	3, 134	2, 846	3, 199	3, 070	3, 475	4, 455	4, 814	4, 989	4, 919
医薬品	741	488	467	443	890	931	656	169	109	138
販売業*2										
その他	1, 642	1, 437	1, 483	1, 430	1, 495	1, 455	1, 481	1, 461	1, 149	1, 062
就職										

### 2. 割合(%)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
病院•	28. 1	27. 3	26. 8	27. 4	24. 1	22. 1	20. 7	19. 7	18. 5	18. 9
診療所										
薬局*1	37. 9	36. 7	32. 5	34. 0	31. 9	36. 3	42. 8	46. 5	50. 5	49. 4
医薬品	7. 8	5. 7	5. 3	4. 7	9. 2	9. 7	6. 3	1.6	1.1	1. 4
販売業*2										
その他	17. 3	16.8	16. 9	15. 2	15. 5	15. 2	14. 2	14. 1	11.6	10. 7
就職										

- \*1薬局:保険薬局、ドラッグストアの調剤部門をいう。
- \*2医薬品販売業:一般販売業(ドラッグストア等)、卸売販売業をいう。



出典)薬系大学卒業生・大学院修了者 就職動向調査の集計報告(一般社団法人 薬学教育協議会)

# 資料 6 新規学卒者の標準的な初任給額(病院・薬局調査)

新規学卒者の標準的な初任給額(基本給・賞与の他、各種手当を含めた年額) について、病院では平均 372.7 万円 (中央値 372.0 万円)、薬局では平均 415.3 万円 (中央値 400.0 万円) と、病院と薬局では平均値で 40 万円以上の差があった。

#### 1. 病院の新規学卒者の標準的な初任給額(万円)

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
全体	n=497	<u>372. 7</u>	74. 7	<u>372. 0</u>	214	740
二次医療圏人口 10 万人未満	n=96	374. 4	80. 2	360. 0	228	650
二次医療圏人口 10 万人以上 20 万人未満	n=85	386. 9	94. 4	375. 0	216	740
二次医療圏人口 20 万人以上 50 万人未満	n=177	366. 6	67. 1	370. 0	228	700
二次医療圏人口 50 万人以上	n=139	370. 8	64. 3	376. 0	214	600

### 2. 薬局の新規学卒者の標準的な初任給額(万円)

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値	
全体	n=637	<u>415. 3</u>	83. 6	<u>400. 0</u>	234	800	
二次医療圏人口 10 万人未満	n=123	440. 2	87. 7	430. 0	234	750	
二次医療圏人口 10 万人以上 20 万人未満	n=133	414. 5	85. 6	400.0	240	700	
二次医療圏人口 20 万人以上 50 万人未満	n=196	411.3	83. 6	410. 2	240	800	
二次医療圏人口 50 万人以上	n=185	403. 5	75. 7	400.0	240	700	

### 出典)薬剤師確保のための調査・検討事業報告書

(令和3年度厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業)

# 資料7 職種別常勤職員1人平均給料年(度)額(令和3年実施)

病院薬剤師と薬局薬剤師の平均給料年(度)額では、病院薬剤師の年収は薬局薬剤師の年収と比較して上回るが、管理薬剤師と比較すると大きく下回る。

1. 病院 (単位:円)

薬剤師	国立	公立	公的	社会保険関	医療法人	全体
				係法人		
平均給料年	4, 452, 890	4, 576, 186	4, 541, 475	4, 557, 124	4, 443, 030	4, 432, 387
(度)額①						
賞与②	1, 264, 195	1, 359, 661	1, 253, 198	1, 428, 398	803, 885	1, 069, 495
1)+2)	5, 717, 085	5, 935, 847	5, 794, 673	5, 985, 523	5, 246, 915	5, 501, 882

- (注 1). 給料(本俸又はこれに準ずるもの)には、扶養手当、時間外勤務手当、役付手当、通勤手当などの労働の対価として職員に支給したものすべてが含まれる。
- (注 2). 病院の給与・賞与については、当該施設に所属する職員に支給された金額を調査したものである。

### 2. 薬局 (単位:円)

#### 1)管理薬剤師

管理薬剤師	個人	法人	全体
平均給料年(度)額①	_	6, 459, 285	6, 456, 788
賞与②	_	755, 572	750, 265
1)+2)	_	7, 214, 857	7, 207, 054

#### (注) 個人薬局の管理薬剤師は調査対象外

#### 2)薬剤師

薬剤師	個人	法人	全体
平均給料年(度)額①	3, 460, 883	4, 164, 116	4, 153, 662
賞与②	221, 050	571, 957	566, 740
1)+2)	3, 681, 933	4, 736, 072	4, 720, 402

- (注1). 保険薬局の給与・賞与については、当該施設に所属する職員に支給された金額を調査したものである。
- (注2). 個人立の保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
- 出典) 第 23 回医療経済実態調査(医療機関等調査) 令和 3 年実施(中央社会保険 医療協議会)